



第4号様式

流教図第25号  
令和3年8月13日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果  
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 第5号様式

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 図書館	指摘  意見	<p>賃貸借契約または賃貸借及び保守契約において、契約書に仕様書が未添付であった。規則等に定められた適正な契約事務執行されたい。</p> <p>車両の賃貸借に係る契約及び当該契約に付随する保守の委託に係る契約については、流山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により7年以内とされているが、長期継続契約の終了後も単年度契約の再リースを繰り返し締結し、同一車両を長期にあたり使用している事例が散見された。安易に再リース契約を行うではなく、耐用年数や費用面、技術革新による車両の機能向上等を考慮し、新規車導入との比較検討を行ったうえで、再リース契約の経済性を判断されたい。</p>	<p>契約事務を含め適正な事務処理を徹底するよう課内職員に注意喚起しました。</p> <p>指摘事項の契約事務については、複数人によるチェックを行い、契約書に不備がないか確認し、適正な契約事務を行います。</p> <p>令和3年度中に新規車両導入との比較検討を行い、経済性のある車両の賃貸借契約を締結します。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。